

学位(修士)論文に係る評価基準

関西医療大学学位規程第6条第4項に基づき、関西医療大学大学院の論文審査委員会で適用する学位(修士)論文の評価基準を以下に定める。学位論文は以下の全てを満たさなければならない。

- 1 学位申請者が自ら行った研究をまとめたものであること
- 2 研究の背景や目的が十分に説明されていること
- 3 研究計画及び方法が科学的根拠に基づき、適切であること
- 4 学術的に貴重なデータを集積し、結果や仮説に新規性があるなど、学術的価値があること
- 5 論文の記述が十分であり、序論から結論まで一貫して論理的で、整合性があること
- 6 研究全体が関西医療大学 研究倫理指針に照らして適切になされていること

この基準の改廃は、学長が行う。

(令和2年4月1日 施行)

(令和5年1月17日 改正)

(令和5年6月20日 改正)